

総合事業における利用者負担について

1. 利用者の負担割合について

介護保険のサービスに係る負担割合と同様、総合事業のサービスの利用に際して、「1割（一定所得以上の方は2割または3割）」の利用者負担が発生します。

2. サービスの支給限度額（利用限度額）について

判定区分ごとに1か月あたりの支給限度額が単位数で決められています。利用するサービスによって、1単位の単価が10円～10.84円の範囲内で設定されています。

判定区分	支給限度額 (1か月)	利用できるサービス
要支援2	10,531単位 【約105,000円】	介護予防サービス【介護保険サービス】 介護予防・生活支援サービス【総合事業サービス】
要支援1	5,032単位 【約50,000円】	
事業対象者		介護予防・生活支援サービス【総合事業サービス】

※【 】は、10割分の金額を目安として記載しています。このうち1割（一定所得以上の方は2割または3割）が自己負担分の限度額となります。

※支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

※支給限度額に含まれないサービス（介護予防ケアマネジメント、配食サービス等）があります。

3. 介護予防・生活支援サービス事業の利用者負担について

要支援1・2の認定を受けている方と、基本チェックリスト(25項目の質問票)により事業対象者となった方が対象となります。

これまで介護予防サービスとして提供されていた介護予防訪問介護と介護予防通所介護に相当するサービスを含む「訪問型サービス」と「通所型サービス」に加えて、「生活支援サービス」等を受けることができます。

(1) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などが、要支援1・2の認定を受けている方と、基本チェックリスト(25項目の質問票)により事業対象者となった方を対象に、相談にのったり、ケアプランを作成します。

ご本人の意向をもとに、身体の状態や生活環境などに応じて、総合事業サービス、民間の生活支援サービスも含め、適切にサービスを受けることができるよう調整します。

※利用料は無料です。

(2) 訪問型サービス

ア ヘルパーによる訪問（従来の介護保険サービスと同様）

ホームヘルパー等による食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や、掃除・洗濯・調理などの生活援助などが受けられます。

(ア) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

内容	利用者負担
① 1週に1回程度の場合	1,275 円
② 1週に2回程度の場合	2,547 円
③ 1週に2回を超える程度の場合	4,040 円

(イ) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

内容	利用者負担
① 標準的な内容のサービスである場合	312 円
② 生活援助が中心である場合	
(一) 20分以上 45分未満	195 円
(二) 45分以上	239 円
③ 短時間の身体介護が中心である場合	177 円

※1割負担として利用者負担を算出しています。また、利用者負担は、サービスの内容や事業所の所在地、加算対象となるサービス提供の有無等により変わる場合があります。

イ 短期集中予防サービス

体力の改善や日常生活動作などの改善のための支援が必要な人に、専門職（歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士、保健師など）による支援を行います。

サービス種類	対 象	内 容	利用者負担
専門職による訪問	事業対象者 要支援1・2	利用者の状態に応じて、3～6か月間、専門職が相談・支援を行います。	無料

(3) 通所型サービス

ア デイサービス（従来の介護保険サービスと同様）

通所介護施設で、入浴や排せつ、食事などの日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった選択サービスも受けることができます。

内容	対 象	利用者負担
1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）	事業対象者 要支援1	月4回までの場合 460 円/回
		1,895 円/月
1月当たりの回数を定める場合（1回につき）	事業対象者 要支援2	月8回までの場合 472 円/回
		3,817 円/月

※1割負担として利用者負担を算出しています。また、利用者負担は、サービスの内容や事業所の所在地、加算対象となるサービス提供の有無等により変わる場合があります。

イ 短期集中予防サービス

運動機能の向上や栄養改善などが必要な方を対象に、専門職（健康運動指導士、看護師、歯科衛生士、管理栄養士など）による支援を行います。

サービス種類	対 象	内 容	利用者負担
教室	事業対象者 要支援１・２	週 1 回、足や腰などを元気にするための運動教室を開催します。3か月間の利用が目安です。	無料

（４）生活支援サービス

栄養改善や安否確認を目的とした配食サービスを行います。

サービス種類	対象と内容	利用者負担
配食サービス	事業対象者及び要支援１・２のうち、 <u>市が設けた条件を満たす方</u> を対象に、週３回まで利用可能です。詳しくは、地域包括支援センター（連絡先は４３ページ参照）にご相談ください。	実費 （上限 600 円／１回）

４．高額介護予防サービス費相当事業等について

（１）高額介護予防サービス費相当事業

同じ月（１か月間）に利用したサービス利用者負担（１割、一定以上の所得者は２割または３割）の合計額が一定の負担上限額を超えた場合、申請により、超えた分が支給されます。

※負担上限額や申請方法等は、介護保険の「高額介護（予防）サービス費」と同様です。
詳しくは、18 ページをご参考ください。

（２）高額医療合算介護予防サービス費相当事業

医療保険および介護保険の両制度における自己負担額の合計額（毎年８月～翌年７月までの総額）が一定額を超えた場合、申請により、超えた分が支給されます。

※負担上限額や申請方法等は、介護保険の「高額医療合算介護（予防）サービス費」と同様です。
詳しくは、18 ページをご参考ください。

